



生活サポートセンター



(有償&ポイント付与による支え合い支援活動です)

山都町内では様々な福祉活動が展開されています。その一方で地域の支え合いの担い手や人材が不足しているのが現状です。地域住民同士が気軽に支え合う生活サポートセンターを推進する事で住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。

この活動は、登録制となっており協力会員（登録ボランティア）さんがお手伝い致します。

「支え合い活動」の仕組みについて

○お手伝いを依頼したい方（依頼会員）

- ・在宅生活の方で依頼される方：高齢者、障がい者の方が対象です。
- ・福祉施設、サロン団体で依頼される方：団体、施設内の対象者の年齢等は問いません。

※活動を依頼される際は事前に登録が必要です。
 ※依頼内容については別紙1の活動内容参照下さい。

○ボランティア活動をしたい方（協力会員）

- ・ボランティア活動をする方の年齢は問いません。



※ボランティア活動をする方は事前に登録頂きます。また、登録の際に簡単なボランティアの心構えについて説明を受けて頂きます。

※18歳未満の方の登録については保護者の同意を求めます。また、現金支払い方式の対象外とさせていただきます。

「利用」の流れについて



「活動内容」「お礼」「ポイント付与」について

※裏面をご参照下さい

- ♥ 介護保険サービスご利用の方は、ご担当の介護支援専門員を通じてご相談下さい。
- ♥ 依頼内容やボランティアの都合によってはご希望に添えない場合もありますのでご了承下さい。

裏面につづく

「活動内容」「お礼」「ポイント付与」について

活動内容	活動場所	活動に対するお礼 ※1
施設内活動 ＊お茶出し ＊話し相手 ＊芸能披露 ＊軽作業 等々	・老人福祉施設 ・通所介護サービス事業所（デイサービス等） ・医療機関 ・社会教育施設 等	しゃくりんポイント
在宅活動 ＊家事支援 （ちょっとした活動） ＊ゴミ出し ＊公的申請書等の代筆 等々	・高齢者、障がい者の居宅	＊30分未満の活動 しゃくりんポイント
		＊30分以上の活動 （基本的に30分～1時間以内） 現金支払方式
その他、生きがいづくり活動の場 ＊体操指導 ＊芸能披露等々	・サロン ・シニアクラブ ・公民館の高齢者学級 ・健康づくりの活動の場 ・コミュニケーション活動の場 等	しゃくりんポイント

※1 活動に対するお礼

	活動報酬基準	受取の流れ
現金支払方式 （依頼会員負担） ※1 8歳未満の活動について対象外	30分 500円 それ以上は、30分ごと500円加算	・活動報告書に依頼会員より確認印を押印してもらう ・月締めで依頼協力会員より活動報酬を受領する ・翌月に活動報告を社協へ提出する
しゃくりんポイント	1日1ポイント ※同日に複数の活動をした場合でも1ポイント ※施設内活動、生きがいづくり、活動の場での活動は30分以上の活動となる場合でも1ポイント	（在宅での活動） ・依頼者から活動報告書に確認印を押印してもらう。活動カードへのポイント押印は社協窓口。 （施設・サロン団体での活動） ・代表者等よりポイント活動カードへポイント押印してもらう。 （商品券交換について） ・25ポイント貯まったら社協で商品券500円と交換する。 ・商品券交換の為、活動カードを窓口に提出される際は 3日前 までに社協へ事前にご連絡下さい。※商品券の準備の為 ・年度内の商品券交換は2回までとし、年度内に交換できなかったポイントは次年度に繰越可能

お問い合わせ

山都町社会福祉協議会 山都町大平91番地

山都町生活サポートセンター

清和 ☎82-3318 矢部 ☎72-3211 蘇陽 ☎83-1751